

平成29年度

宮崎大学大学院教育学研究科

教職実践開発専攻〔教職大学院〕
(専門職学位課程)
(追加) 学生募集要項

出願期間：平成29年3月15日(水) ～ 平成29年3月23日(木)

試験期日：平成29年3月25日(土)

合格発表：平成29年3月29日(水)

国立大学法人 宮崎大学

出願を予定されている方は、まずお電話(0985-58-2891)ください。

現職教員等、現職教員の考え方

本研究科では、現職教員等に対して各専攻の目的に即してより高度な教育を受ける機会を拡大する方針をとっています。しかし、「教職実践開発専攻(教職大学院)」と「学校教育支援専攻(修士課程)」では、「現職教員等」のとらえ方が、以下のように異なります。

現職教員等

【教職実践開発専攻(教職大学院)】

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人や教育行政機関に専任として在職している人で、入学時まで6年以上の常勤の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人を「現職教員等」とします。なお、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する人も含みます。現職教員等の教育方法の詳細は、18頁を参照してください。また、修学期間は2年間を原則としますが、希望すれば条件と審査によって1年間に短縮できます。

【学校教育支援専攻】

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)や教育関係諸機関に専任として在職している人で、入学時まで3年以上の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人や大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する人及び大学院修学休業制度を活用して修学を希望する人を「現職教員等」とします。

現職教員

【教職実践開発専攻(教職大学院)】

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人で、入学時まで3年以上6年未満の常勤の教職経験を有し、大学院修学休業制度を活用して修学を希望する人を「現職教員」とします。なお入学者選抜は、一般の選抜方法のみとなります。また、修学期間は2年間を原則とします。

長期履修制度及び長期在学制度の考え方

長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により修学の困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて一定期間(最長4年)にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期履修として認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになります。

長期在学制度

長期在学制度とは、免許等取得のため、標準修業年限(2年)では修了に必要な所定の単位修得が困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて、3年または4年にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期在学制度による履修を認められた場合には、標準修業年限を超えた年度についても授業料を支払うことになります。

「現職教員等」、「現職教員」、「長期履修制度」及び「長期在学制度」の詳細については、宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2891 までお問い合わせください。

目 次

I	教育学研究科の概要	
1	組織・専攻（専修・コース）の名称	1
2	宮崎大学位置図	2
3	入学試験集合場所案内図	3
II	教職実践開発専攻（教職大学院：専門職学位課程）	
	学生募集要項	
1	専攻（コース）募集人員	4
2	出願資格	4
3	出願手続	6
4	出願上の留意事項	6
5	障害等のある入学志願者の事前相談	7
6	出願書類等（各選抜方法による出願書類一覧）	8
7	選抜方法（筆記試験免除及び筆記試験代替措置についてを含む）	9
	学力試験の日程等	
1	学力試験の日程	10
2	合格発表	10
3	入学料及び授業料	10
	教職実践開発専攻案内	
1	教職実践開発専攻（教職大学院）の概要	12
2	アドミッションポリシー	15
3	常勤3年以上の社会人経験を有する人の教育方法について	15
4	現職教員等・現職教員の教育方法について	16
5	修了要件	17
6	取得可能な教員免許状（専修免許状）	21
III	学生寄宿舍の入居	22

I 教育学研究科の概要

1 組織・専攻(専修・コース)の名称

教職実践開発専攻(専門職学位課程[教職大学院])及び学校教育支援専攻(修士課程)を置き、学部における専門教育又は教職経験の基礎の上に、確かな教育観と幅広い視野を持ち、高度の専門知識、研究力及び実践力を備えて、学校教育をはじめ教育の諸分野において教育研究の中核となり、併せて地域文化の向上に寄与しうる人材の養成を目的とする。

1. 教職実践開発専攻においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、小学校、中学校及び中等教育学校等の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成のための教育を行うことを目的とする。

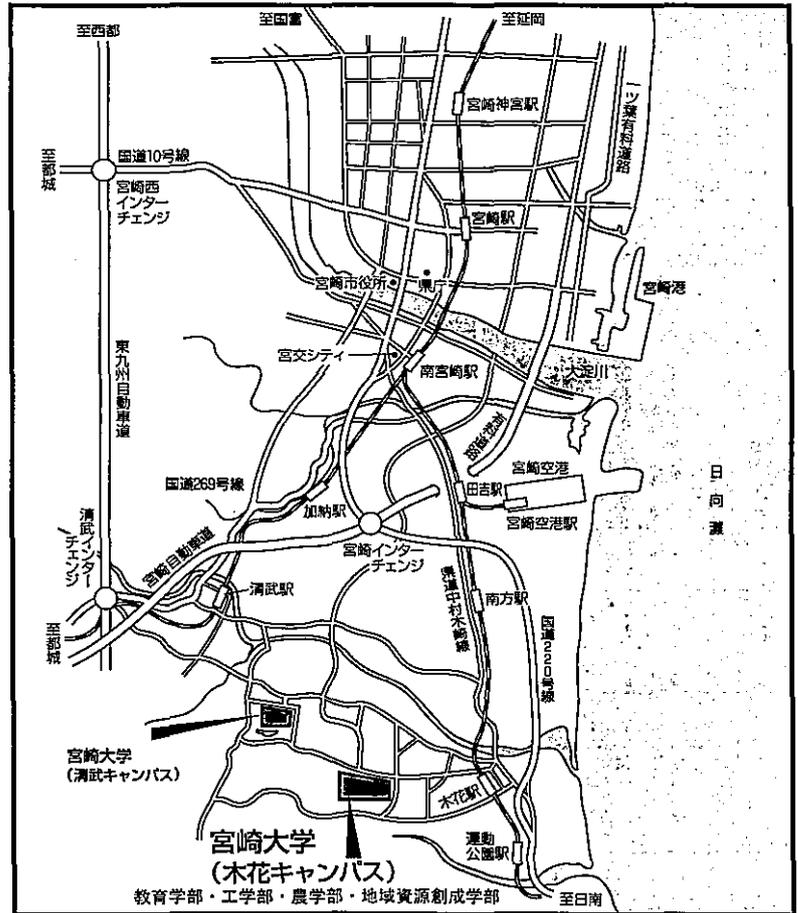
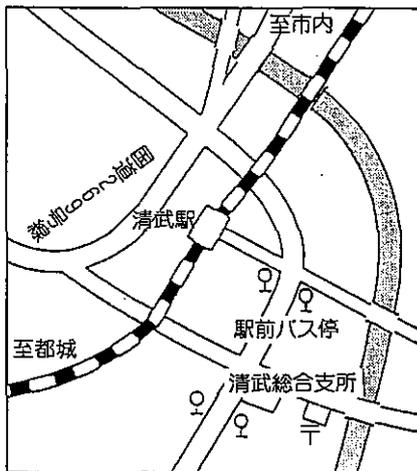
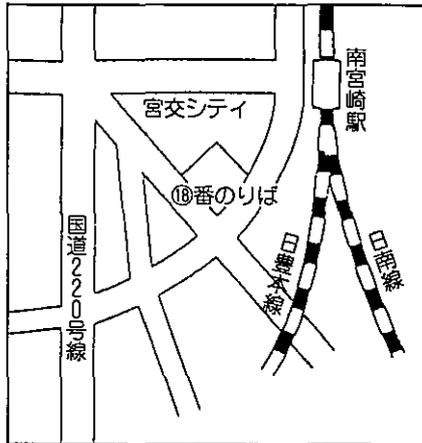
専攻	コース
教職実践開発専攻 (専門職学位課程 [教職大学院])	学校・学級経営
	生徒指導・教育相談
	教育課程・学習開発
	教科領域教育実践開発

2. 学校教育支援専攻においては、教育臨床心理学、特別支援教育、日本語支援教育学の各分野についての理論的研究を深め、各分野の研究能力と実践力を備えて、学校教育をはじめとする教育の諸分野において指導性を発揮し、併せて地域文化の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

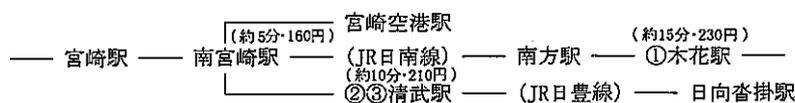
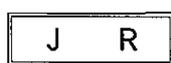
専攻	専修・領域	分野
学校教育 支援専攻 (修士課程)	教育臨床心理 ・教育臨床心理学 ・特別支援教育	臨床心理学、教育心理学、発達心理学、 特別支援教育
	日本語支援教育	言語教育、言語文化、言語心理、国際文化、 文化共生

※なお、平成29年度学校教育支援専攻(修士課程)追加募集は行いません。

2 宮崎大学位置図

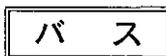


交通案内



※南宮崎駅の上段()書は、宮崎駅からの、木花駅及び清武駅の上段()書は、南宮崎駅からの所要時間及び運賃を示す。

- ①木花駅下車→バス停「木花」利用(徒歩10分)→木花經由 811番線→宮崎大学(約10分・170円)
- ②清武駅下車→バス停「清武総合支所前」利用(徒歩10分)→清武經由832番線→大学病院前→宮崎大学(約15分・300円)
まなび野經由822番線→大学病院前→宮崎大学(約15分・300円)
- ③清武駅下車→バス停「清武駅前」利用(徒歩5分)→清武經由 832番線→大学病院前→宮崎大学(約15分・330円)



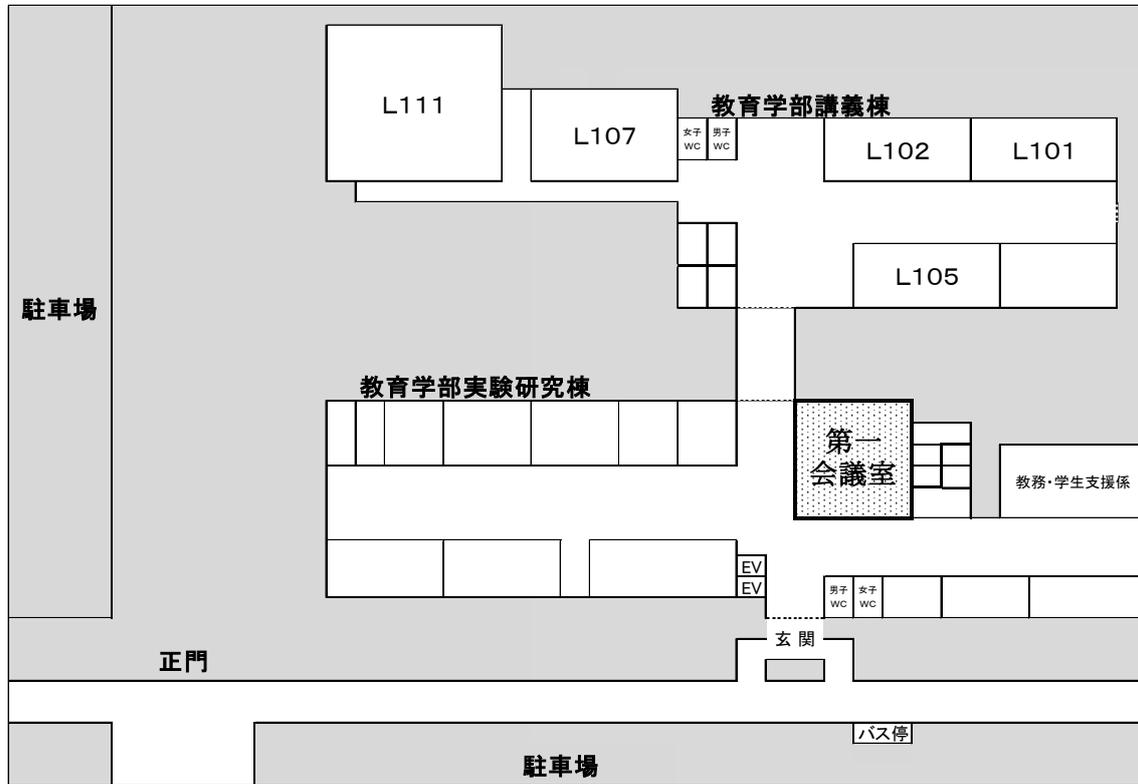
- ① 木花台經由(宮崎交通811番線)
宮崎駅 — 宮交シティ — 国富小前 — 木花 — 宮崎大学(約40分・630円)
- ② まなび野經由(宮崎交通822番線)
宮崎駅 — 宮交シティ — 農高前 — 県立看護大 — 清武総合支所前 — 大学病院前 — 宮崎大学(約50分・660円)
- ③ 清武經由(宮崎交通832番線)
宮崎駅 — 宮交シティ — 産経大入口 — 加納小入口 — 清武総合支所前 — 大学病院前 — 宮崎大学(約45分・660円)



- JR 宮崎駅から — 約35分・3,000円程度
- JR 南宮崎駅から — 約25分・2,300円程度
- JR 木花駅から — 約10分・720円程度
- JR 清武駅から — 約15分・1,500円程度
- 宮崎空港から — 約20分・2,000円程度

3 入学試験集合場所案内図

入学試験日 平成 29 年 3 月 25 日 (土)
試験場 宮崎大学教育学部
集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室



Ⅱ 教職実践開発専攻(教職大学院:専門職学位課程)

学生募集要項

1 専攻(コース)募集人員

専攻	コース	募集人員
教職実践開発 (教職大学院)	学校・学級経営コース	若干人
	生徒指導・教育相談コース	
	教育課程・学習開発コース	
	教科領域教育実践開発コース	

備考

- (1) 募集人員は、学校・学級経営コース、生徒指導・教育相談コース、教育課程・学習開発コース、教科領域教育実践開発コース、それぞれ若干人を目安とします。コース選択は、第2志望まで希望することができます。
- (2) 募集人員については、1年短縮修了を希望する現職教員等(学校または教育行政機関に専任として在職している人で、入学時まで6年以上の常勤の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人)の入学者数によって多少の変動があります。
- (3) 募集人員全体の3分の1程度は、現職教員等の受入れ枠とします。
- (4) 教職経験3年以上6年未満の常勤の現職教員で、休業制度による修学を希望する人は、一般の選抜方法による入学者として受け入れます。

2 出願資格

平成29年4月1日の時点で宮崎大学学務規則の入学資格を満たす見込みがある人で、以下の①～④のいずれかに該当する人(注1)

※合格発表後であっても、「2 出願資格」に記載された要件を満たせなかった場合は、合格ならびに入学許可を取り消す場合があります。

①大学等を卒業した人または平成29年3月末日までに大学卒業見込みの人で、教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは特別支援学校教諭の1種教員免許状を有する人、または平成29年3月末日までに取得見込みの人で初等教育または中等教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人(注2、注3、注4)

②教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは特別支援学校教諭の1種教員免許状を有し6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員で確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー及び将来の指導主事等として優れた指導理論と実践力・応用力を備えたスクールリーダーを目指している人(注4)

③教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは特別支援学校教諭の 1 種教員免許状を有し 3 年以上 6 年未満の常勤の教職経験を有する現職教員でスクールリーダーへの道を視野に地域や学校における教員として確かな教育理論と優れた指導理論と実践力・応用力を備えた中堅教員を目指している人（注 4）

④教育職員免許法によるいずれの学校種の教員免許も有していないが、大学卒業後に、常勤 3 年以上の社会人経験を有する人で教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人（注 2、注 3）

（注 1）宮崎大学学務規則第 6 6 条

修士課程及び教育学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (8) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

※上記(7)、(9)及び(10)により、入学資格の認定を受けようとする人は、事前に審査が必要となるので、平成 29 年 3 月 14 日（火）までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係（TEL0985-58-2891）まで連絡してください。なお、この期限内に申し出がない場合は、願書を受け付けないことがあるので注意してください。

（注 2）①と④に関する入学者選抜にあたっては、広く志願者を受け入れる考え方に立つものの、専攻の趣旨から、宮崎県等の教員採用選考試験の出願年齢制限などを考慮し、入学時の年齢上限を満 3 8 歳とする。

（注 3）上記の①で出願しようとする人で、幼稚園、高等学校の 1 種教員免許状の各々またはいずれか一

方のみ取得(または取得見込み)しているが、小学校、中学校のいずれの1種教員免許状も有していない人、又は④で出願しようとする人は、事前相談が必要となるので、平成29年3月14日(火)までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2891)まで連絡してください。なお、確認を要する書類を整えるために時間を要するケースもありますので、できるだけ早目にお問い合わせ下さい。

(注4) 教諭もしくは指定期日までに中学校及び高等学校の免許状取得見込みの人の受験資格については、21頁の「6 取得可能な教員免許状(専修免許状)」に掲載されている教科の1種免許状を有する人もしくは取得見込み(高等学校「工業」単独を除く)の人に限定します。

3 出願手続

出願予定の方はまず(2)までお電話でご連絡ください。

(1) 出願期間：平成29年3月15日(水)～3月23日(木)

ア 本学所定の「出願用封筒」を使用してください。

イ 午前9時から午後5時まで受け付けます。

ウ 郵送の場合は、「書留速達」とし、平成29年3月23日(木)必着とします。

(2) 提出先：〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2891

4 出願上の留意事項

(1) 入学志願書の記入事項及び書留等の不備なものは受け付けません。

(2) 出願書類受付後は、いかなる理由があっても記入事項及び書類の変更は認めません。

また、出願書類を受理した後は、以下の場合を除き振込済みの検定料は返還しません。

①検定料を振り込んだが本学に出願しなかった(出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった)場合

②検定料を誤って二重に振り込んだ場合

返還請求の方法

検定料返還請求願(様式は問いません。返還請求理由、氏名(フリガナ)、現住所、電話番号、検定料返還先銀行口座情報(銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(カタカナ))を明記したものを作成し、必ず「**C票 検定料振込証明書**」を添付のうえ、**以下宛へ平成29年3月31日(必着)までに**、速やかに郵送してください。平成29年4月1日以降に申し出られた場合、返還に応じることとはできませんのでご了承ください。

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学財務部財務課出納係 TEL :0985-58-7122 (土曜・日曜及び祝日を除く)

(3) 出願書類等の請求は、封筒に「大学院教育学研究科(専門職学位課程・修士課程)学生募集要項請求」と朱書きして、あて名明記の返信用封筒(250円分の切手を貼付した角型2号、速達の場合は530円分又はレターパック)を同封のうえ簡易書留で、下記あてに郵送してください。

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2891

5 障害等のある入学志願者の事前相談

下表のような障害等があり、受験上の配慮及び修学上の配慮を必要とする人は、出願書類提出前に本学入試課へ相談してください。相談をお考えの方は、まず（3）までお電話でご連絡ください。

（1）相談時期 原則として平成29年3月14日（火）まで

出願期間開始日の1週間前までとしますが、出願の有無に関わらず、できるだけ早い時期に相談してください。ただし、期限後に不慮の事故等により障害等を有することとなった場合は、その際に相談してください。

（2）相談方法

相談申請書(様式任意)に次の内容を記載し、医師の診断書等を添えて提出してください。(郵送可)

- ア. 志願者氏名・志望専攻(専修・コース)
- イ. 障害等の種類・程度
- ウ. 受験上、修学上の配慮を希望する事項
- エ. 出身大学でとられていた配慮事項
- オ. 日常生活の状況
- カ. 住所及び連絡先の電話番号

なお、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る関係者との面談等を行うこともあります。

（3）相談先

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学学生支援部入試課 TEL 0985-58-7138 FAX 0985-58-2865

区 分	障 害 の 程 度
①視 覚 障 害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
②聴 覚 障 害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
③肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
④病 弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
⑤発 達 障 害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のため配慮を必要とするもの
⑥そ の 他	①～⑤の区分以外の者で配慮を必要とするもの

備考 1. 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2. 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

7 選抜方法

大学卒業見込み・卒業者等、社会人経験者(常勤3年以上の社会人経験者)、現職教員(常勤3年以上6年未満の現職教員)、現職教員等(常勤6年以上の現職教員及び教育行政機関職員)の選抜方法

大学卒業見込み・卒業者等、社会人経験者、現職教員、現職教員等の選抜は、学力検査(小論文及び口述試験)及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

学力検査科目

専攻	コース	筆記試験	口述試験
教職実践開発	学校・学級経営	教育に関する小論文	教職全般及びコースに関わる内容について試問します。
	生徒指導・教育相談		
	教育課程・学習開発		
	教科領域教育実践開発		

学力試験の日程等

1 学力試験の日程

入学試験日 平成 29 年 3 月 25 日（土）
試験場 宮崎大学教育学部
集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室（3 頁参照）

【教職実践開発専攻】

試験	入試の区分	一般入試
	集合時刻	9:30
	筆記試験	10:00～12:00
	口述試験	13:00～

（注 1）：試験の内容については、9 頁を確認してください。

（注 2）：受験票を必ず持参してください。

2 合格発表

（1）平成 29 年 3 月 29 日（水）午後 5 時頃に教育学部正面出入口付近の掲示板に掲示するほか、合格者本人にも通知します。なお、電話等による問い合わせには一切応じません。

（2）インターネットにより、合格者の受験番号を本学部ホームページに次のとおり掲載しますが、公式の合格者の発表は（1）に記載しているとおります。

アドレス (<http://www.miyazaki-u.ac.jp/educul/educul.html/>)

掲載予定日時 平成 29 年 3 月 29 日（水）午後 5 時頃

3 入学料及び授業料

○入学料：282,000 円

（注 1） 法令改正により金額が変更になる場合があります。

（注 2） 入学料については、免除の制度があります。

（注 3） 納入された入学料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。

i. 入学手続きをしなかった場合

ii. 入学料を誤って二重に払い込んだ場合

○授業料：535,800 円（年額）（前期分 267,900 円、後期分 267,900 円）

（注 1） 授業料は、新学期開始後に納入していただくことになります。

- (注2) 授業料については、免除の制度があります。
- (注3) 授業料の納入は、預金口座からの「口座振替」とします。
前期の口座振替日は1年次は5月下旬、2年次以降は4月下旬の予定です。
後期の口座振替日は10月下旬の予定です。
- (注4) 授業料に改正があった場合は、改定後の授業料を納入していただくことになります。
- (注5) 在学中に授業料改正が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

授業料に関する事項は以下のHPに記載しますのでご確認ください。

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/education/campus/jugyou/>

※入学科及び授業料に関する問い合わせ：宮崎大学財務部財務課出納係(Tel. 0985-58-7122)

教職実践開発専攻案内

1 教職実践開発専攻（教職大学院）の概要

（1）特徴

- ① 宮崎県及び宮崎市の教育行政機関と連携して、教職としての高度の実践力・応用力を備えた新人教員の養成や得意分野を持つとともに、確かな教育理論と高度の実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成を行います。また、大学卒業後常勤3年以上の社会人経験を有するものの教員免許状を取得していない人にも、教職としての高度の実践力・応用力を備えた新人教員への道を開いています。
- ② 「学校・学級経営コース」、「生徒指導・教育相談コース」、「教育課程・学習開発コース」及び「教科領域教育実践開発コース」の4コースを開設しています。特に「教科領域教育実践開発コース」は、各教科の学力向上を図るために必要な能力やスキルを持つスペシャリストを開設当初から養成している全国唯一のコースです。現職の教員については大学院設置基準第14条の履修制度を利用することも可能です。
- ③ いずれのコースも、i)3年以上の常勤経験を有する現職の教員(ただし3年以上6年未満の経験者は、原則的に、一般の学生に準じた扱いとします。)、ii)教員免許状取得見込み大学卒業予定者・取得済み大学卒業後及び、iii)大学卒業後社会人経験を有するものの教員免許状の未取得者を対象としています。
- ④ 修了年限は、2年を原則とします。なお、大学卒業後社会人経験を有するものの教員免許状の未取得者については、希望する教員免許状1種の取得に必要な単位を学部で履修する必要から3年(長期在学制度)を原則とします。ただし、6年以上の常勤経験を有する現職教員等の場合、特別措置(1年短縮履修で修了)を希望、申請することも可能です。
- ⑤ 修了要件は、各コースとも共通必修科目20単位、各コース指定科目12単位、自由選択科目4単位、教育実習10単位、教職総合研究(IまたはII)2単位、総計48単位の修得が必要です。

ただし、6年以上の常勤経験を有する現職教員等については、申請により「学校における実習」のうち、「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)については、代替措置が可能です。3年以上6年未満の常勤経験を有する現職教員については、「学校における実習」のうち、「基礎能力発展実習」(3単位)については、代替措置が可能です。
- ⑥ 共通必修科目及び各コース必修科目の授業は、教育に関する理論と実践の融合を視野に入れて、専任の研究者教員(14名)、実務家教員(3名)、みなし専任の実務家教員(3名)及び学部との兼任研究者教員(60名)の協働によって進められます。
- ⑦ 各コースとも、研究者教員と実務家教員の協働による授業科目を設定するとともに、現職の教員、大学卒業見込み・卒業後等及び社会人経験者のキャリアに配慮した内容や学習方法を準備しています。
- ⑧ 修了者には、専門職学位「教職修士(専門職)」が授与されます。また、各校種の専修免許状が取得できます。

(2) 各コースの特色

【学校・学級経営コース】

大学卒業見込み・卒業者等、社会人経験者及び現職教員については、高い学級経営能力と高度な実践力・応用力を備えた新人教員の養成をねらいとしています。また、現職教員等については、教育経営・学校経営及び学級経営に関する深い教育的見識を持ち、それらを具体的に応用できる高度の力量を備えた学校づくりのリーダーや学級を円滑に経営する指導能力を備えたスクールリーダー及びミドルリーダーの養成をねらいとしています。

【生徒指導・教育相談コース】

大学卒業見込み・卒業者等、社会人経験者及び現職教員については、生徒指導や教育相談の機能を生かした高度な実践力・応用力を備えた新人教員の養成をねらいとしています。また、現職教員等については、各学校段階における生徒指導や教育相談に関する深い教育的見識をもち、それらを実践の場に具体的に用いることができる高度の力量を備えたスクールリーダー及びミドルリーダーの養成をねらいとしています。

【教育課程・学習開発コース】

大学卒業見込み・卒業者等、社会人経験者及び現職教員については、高度な授業実践力・応用力を備えた教員の養成をねらいとしています。また、現職教員等については、各学校段階におけるカリキュラムの開発や編成に関する深い教育的見識を持ち、それらを年間計画や単元開発に具体化したり実施したり、評価したりすることのできる高度の力量を備えたスクールリーダー及びミドルリーダーの養成をねらいとしています。

【教科領域教育実践開発コース】

大学卒業見込み・卒業者等、社会人経験者及び現職教員については、各教科の中から1教科を選択して研究に取り組むとともに、児童・生徒に確かな学力を身につけさせる高度な実践力・応用力を備えた教員の養成をねらいとしています。また、現職教員等については、特定の教科に関する深い教育的見識を持ち、その教科についての年間指導計画や単元開発及び教材開発等を行うことのできる能力とともに、教科を越えて優れた企画力・実践力を備えたスクールリーダー及びミドルリーダーの養成をねらいとしています。

(3) 教育課程の特色

本専攻の教育課程は、必修5領域に対応したコース共通科目(10科目)とコースごとに開設している指定科目と選択科目、各コースの目標の達成度を確認・評価することを主目的とする「教職総合研究」及び教育実習科目(メンターシップ実習を含む「学校における実習」4科目及び「その他の実習」としてインターンシップ実習2科目)から編成されています。

「教職総合研究」Ⅰ・Ⅱ(各2単位)は、宮崎大学独自の取り組みです。教育実習のうち、「学校における実習」(3段階に区分)は、附属学校及び連携協力校で行います。また、現職教員等の場合、「学校における実習」のうち「メンターシップ実習」(4単位)は必修ですが、「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)については、代替措置を申請することができます。

(4) 教育課程の概要

共通必修 科目 (20単位)	各コース共通必修領域(科目)				理論	大学における学修	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施に関する領域(2科目) ・教科等の実践的指導方法等に関する領域(3科目) ・生徒指導・教育相談に関する領域(2科目) ・学校・学級経営に関する領域(2科目) ・学校教育と教員の在り方に関する領域(1科目) 						
コース必修 及び選択 科目 (12単位)	学校・学級経 営コース科 目群	生徒指導・教 育相談コー ス科目群	教育課程・学 習開発コー ス科目群	教科領域教育 実践開発コー ス科目群	実践		
自由選択 科目 (4単位)	4単位						
教育実習 科目 (10単位以 上)	学校に おける 実習	<p>すべての学生(大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験 学生・現職教員学生・現職教員等学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎能力発展実習(3単位) ・学校教育実践研究実習(3単位) <p>* 現職教員(等)学生のうち特例履修を希望し認められ た者は、代替措置を講ずる。</p> <p>大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員 学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育実践開発研究実習(4単位) <p>現職教員等学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンターシップ実習(4単位) 				検証	附属各学校に おける学修 連携協力校・ 研修センター 等における学 修
		その 他 の 実 習	<p>現職教員等学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ実習Ⅰ(1単位：選択科目) <p>大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員 学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ実習Ⅱ(1単位：選択科目) 				
目標達成 確認科目 (2単位)	<p>現職教員等学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職総合研究Ⅰ <p>大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員学生 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職総合研究Ⅱ 				改善		

2 アドミッションポリシー

1. 入学者受入方針（求める人材像）

本専攻では、以下のような人を求めています。

- ①初等教育または中等教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人
- ②現職教員で地域や学校における指導的役割を果たしうる教員として確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー及び将来の指導主事等として優れた指導理論と実践力・応用力を備えたスクールリーダーを目指している人
- ③現職教員でスクールリーダーへの道を視野に地域や学校における教員として確かな教育理論と優れた指導理論と実践力・応用力を備えた中堅教員を目指している人
- ④社会人経験を持ち、各学校種のいずれの教員免許状も取得していないものの、教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人

2. 入学者選抜の基本方針

下記のような基本方針にもとづいて入学者を選抜します。

- ①学力検査（口述試験等を含む）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して評価します。
- ②入学志願者の学習経歴に応じた学力検査を課します。
- ③入学志願者の実績等により学力検査の一部の免除、あるいは代替を認めることがあります。

3 常勤3年以上の社会人経験を有する人の教育方法について（長期在学制度による履修方法）

- (1) いずれかの学校種の1種免許状の取得と教職実践開発専攻の修了に必要な単位を併せて修得(専修免許状取得)することが不可欠ですので、3年ないし4年の履修期間が必要となります。したがって、申請により一定の条件のもとで、長期在学制度による履修を認めます。
- (2) 1年次では、いずれかの学校種の1種免許状の取得に必要な単位を学部開設の科目の中から選択して履修し、2年次以降に教職実践開発専攻の共通必修科目や各コース別科目及び教育実習科目を履修するよう指導します。
- (3) 各学年の履修単位が40単位を上回らないように、履修指導します。

4 現職教員等・現職教員の教育方法について(実習代替措置による短期履修制度)

(1)「学校における実習」の「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)の代替措置を希望する場合の条件と審査方法

- ① 6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員等で「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)の代替措置を希望する場合、初任者研修や教職5年経過研修及び10年経過研修修了を証明する書類、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料の提出を求め、それらに基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を入学時に通知します。上記に示す研修修了を証明する書類、記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)
- ② 3年以上6年未満の常勤の教職経験を有し、大学院修学休業制度及び大学院設置基準第14条に定める教育方法の特別措置を活用して入学を希望する現職教員で「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習」(3単位)の代替措置を希望する場合、初任者研修等の研修を証明する書類や、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料を求め、それらに基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を入学時に通知します。上記に示す研修修了を証明する書類、記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)

(2)短期履修(1年間の履修)で修了を希望する場合の条件と審査方法

本専攻の修学期間は、原則2年間です。在学期間の短縮を希望できる者は、6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員等の学生で、教育学研究科教職実践開発専攻の代替措置に関する内規に基づき、「学校における実習」の「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)の代替措置を認められた者に限ります。

各科目の成績及び「チェックリスト」(表1:19頁)に示した各領域の各観点の達成度や取り組んだ課題研究のレポート等を総合的に判定する「教職総合研究Ⅰ」(目標達成確認科目)の結果に基づいて、1年次終了の段階で2年次終了時に達成すべき水準に達しているかについて、学習達成度評価委員会で検証・審査し、研究科委員会が修了の可否を決定します。

(3) 教育方法の特例（夜間、夏季・冬季の休業中及び土・日曜日を活用した授業及び指導）による修学を希望する場合

- ① 現職教員等を対象に、より高度の教育を受ける機会を拡大し、より多くのスクールリーダーの育成を図るため、所轄教育委員会及び学校法人等の希望に基づき、大学院設置基準第14条（「大学院の課程においては、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。）を適用（専門職大学院設置基準第26条）し、そこに定める教育方法の特例措置を講じます。
- ② 第14条の適用は、1・2年次とも夜間、夏季・冬季の長期休業期間及び土・日曜日の授業や教育指導を希望する現職教員等を対象とする2年間の修学期間のみとします。
- ③ 必修科目（教育実習を除く）は、受講者全員が出席可能な授業日や時間を確保するために、夜間開講で対応できない科目については土・日曜日や長期休業期間に集中講義を開設する措置を講じます。
- ④ コース必修科目や選択科目については、原則として夜間開講で対応できる措置を講じます。夜間開講できないものについては、長期休業期間等に集中開講を行う等の措置を講じます。
- ⑤ 教育実習・教育実践開発研究実習・メンターシップ実習は、宮崎県教育研修センター等の宮崎県教育委員会所管の教育研修施設や宮崎市情報教育研修センター等の宮崎市教育委員会所管の教育研修施設等で長期休業等を活用して実施します。
- ⑥ 修業期間は2年ですが、申請により一定の条件のもとで、長期履修制度による履修を認めます。

5 修了要件

(1) 大学卒業見込み・卒業者等及び常勤3年以上の社会人経験者

各コースの修了に必要な単位（「教職総合研究Ⅱ」を除く46単位）の修得に加えて、目標達成確認科目「教職総合研究Ⅱ」（「特定分野に関する学問的知識・能力の形成とともに、教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員としての資質」を形成しているか判定を行います。）における評価結果に基づき、学習達成度評価委員会の検証・審査を経て、研究科委員会が修了可否の判定を行います。

なお「教職総合研究Ⅱ」では、高度な新人教員として身につけることが期待される資質を領域別に達成度指標として示された「チェックリスト」（表2：20頁）の領域・指標に即して、学生は根拠資料に基づいて点検・省察を行い、学習達成度評価専門委員会と指導教員はその検証・指導及び評価を行います。また、各学生がそれぞれの得意分野（コース）に関する学問的知識の修得及び能力の形成を目指して取り組む課題（課題研究）の達成度については、指導教員が進捗状況のチェックを行い、課題研究レポート等の提出を求めるとともに、それに関する評価を行います。

(2) 常勤6年以上の現職教員

各コースの修了に必要な単位（「教職総合研究Ⅰ」を除き、「学校における実習」の6単位の代替措置が認められた場合にはそれを含めて46単位）の修得に加えて、目標達成確認科目「教職総合研究Ⅰ」（「地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として、必要不可欠な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー及び将来の指導主事や学校管理者として優れた指導理論と実践力・応用力を備えたスクールリーダーとしての資質」を形成しているかの判定を行います。）における評価結果に基づき、学習達成度評価委員会の検証・審査を経て、研究科委員会が修了可否の判定を行います。

なお「教職総合研究Ⅰ」では、スクールリーダーとして身につけることが期待される資質を領域別に達成度指標として示された「チェックリスト」(表1:19頁)の領域・指標に即して、学生は根拠資料に基づいて自己点検・省察を行い、学習達成度評価専門委員会と指導教員はその検証・指導及び評価を行います。また、各学生がそれぞれの得意分野(コース)に関する学問的知識の修得及び能力の形成を目指して取り組む課題(課題研究)の達成度については、指導教員が進捗状況のチェックを行い、課題研究レポート等の提出を求めるとともに、それに関する評価を行います。

(3) 常勤3年以上6年未満の現職教員

各コースの修了に必要な単位(「教職総合研究Ⅱ」を除き、学校における実習の3単位の代替措置が認められた場合にはそれを含めて46単位)の修得に加えて、目標達成確認科目「教職総合研究Ⅱ」(「地域や学校における中核的役割を果たし得る教員として、必要不可欠な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えた中堅教員としての資質」を形成しているかの判定を行います。)における評価結果に基づき、学習達成度評価委員会の検証・審査を経て、研究科委員会が修了可否の判定を行います。

なお「教職総合研究Ⅱ」では、スクールリーダーとして身につけることが期待される資質を領域別に達成度指標として示された「チェックリスト」(表2:20頁)の領域・指標に即して、学生は根拠資料に基づいて自己点検・省察を行い、学習達成度評価専門委員会と指導教員はその検証・指導及び評価を行います。また、各学生がそれぞれの得意分野(コース)に関する学問的知識の修得及び能力の形成を目指して取り組む課題(課題研究)の達成度については、指導教員が進捗状況のチェックを行い、課題研究レポート等の提出を求めるとともに、それに関する評価を行います。

表1 【教職総合研究Ⅰ】で使用する現職教員等学生を対象とした達成度評価指標(観点)(チェックリスト)

領域	到達目標	達成度評価指標(観点)
使命感・倫理観	①現代の学校教育がかかえる諸課題を理解し、教育実践者としての自己を反省的にとらえるとともに、他の教員をリードする形で教員資質の改善ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の本質的課題や現代学校改革等との関連で学校における教員のあるべき目標を設定することができる。 ・学校が直面している課題について、理念的にも、具体的にも説明できる。 ・自己の目指す教員像について、理念的にも、具体的にも説明できる。 ・「反省的实践者」としての教員役割を理解し、自己の教員としての資質の改善と向上を目指すことができる。 ・保護者等に担当業務の課題と成果を明確に示すことができる。
学校・学級経営	②学校や学級の実情や特性を把握し、適切な学校や学級の経営プランを立て、その実施に当たって指導的な役割を果たすことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・同僚・保護者・外部の専門家と協働して、学校や学級の課題解決に当たることができる。 ・学校や学級の経営について同僚職員にアドバイスできる。 ・学校や学級の経営上想定される危機に対応できる。 ・学校評価の意義と方法を理解し、実践できる。 ・社会の変化と学校改善の課題に対応した学校・学級経営計画を作成できる。
子ども理解	③生徒指導上の問題の発予防や、児童・生徒の問題行動をカウンセリングの視点から理解し、法制度を理解した上で保護者や関係職員・関係諸機関との連携等も含めて指導できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の問題行動の発生メカニズムについて理解している。 ・児童・生徒の問題行動に関するアセスメントの方法や問題行動に対する対処技法が身についている。 ・生徒指導に係る法制度を理解し、問題行動に対して、保護者や関係職員・関係諸機関との連携等を含めた指導計画を作成できる。 ・児童・生徒の問題行動や社会的不適応を予防するための指導プログラムを作成し実践できる。 ・児童・生徒の理解の仕方や情報の集め方について同僚職員にアドバイスできる。
授業力	④自己だけでなく、同僚職員も含めた授業改善にはたらきかけ、学校の教育目標の達成に貢献できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の方針や教育目標に配慮して指導計画が立てられる。 ・同僚職員の模範となるような授業を実践できる。 ・同僚職員に授業改善のためのアドバイスができる。 ・指導方法の問題を調査・分析し、解決に向けた取り組みができる。 ・学習内容や目標に対する子どもたちの実態(児童観・生徒観)をふまえた班編成・学習形態等の工夫ができる。

表2 【教職総合研究Ⅱ】で使用する大学卒業及び社会人経験の大学卒業学生等を対象とした達成度評価指標
(観点)(チェックリスト)

領域	到達目標	達成度評価指標(観点)
使命感・倫理観	①現代の学校のおかれた状況のなかで、教員の在り方を全体的に理解できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会との関連をふまえて、学校教育の特色と社会的役割について理解している。 ・学校における職務遂行の意味(教員としての使命)を理解している。また、法令、社会的モラル、服務規律を理解し、遵守しようとする。 ・教員評価の意義とその役割を理解できる。 ・児童生徒、保護者、同僚などに対して、教員として適切なコミュニケーションができ、自己管理能力の重要性を理解できる。(平常心をもってよく聞き、誠実に対応できる。) ・自己の目指す教員像について、理念的にも、具体的にも説明できる。
学校・学級経営	②学校や学級という組織の在り方について、地域や保護者・他機関等の対外的な関係も含めて総合的に理解できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域との協働による学校経営について基礎的知識を理解している。 ・学校の危機管理に関する基礎的知識と対処法を理解している。 ・学校・学級経営上の情報管理について理解している。 ・学級経営のマネジメントサイクルを理解している。 ・社会の変化に対応する学校改善のための教育課程の意義と課題を理解している。
子ども理解	③生徒指導上の問題をカウンセリングの視点から理解し、問題解決に向けた適切な指導計画を作成できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の問題行動の発生メカニズムについて理解している。 ・問題行動の維持要因をアセスメントできる。 ・生徒指導に係る法制度を理解し、問題行動のアセスメントに基づいて保護者との連携を含めた指導計画を作成できる。 ・児童・生徒の社会的不適応を予防するための集団づくりの方法について理解している。 ・児童・生徒の社会的不適応を予防するための指導プログラムを作成できる。
授業力	④自己や他者が行った授業の実践記録に基づいて、授業内容や指導方法を検討し、改善案を作成し授業を再構築できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の授業実践を振り返り、改善を行うことができる。 ・教育目標や内容に沿って児童・生徒の問題意識を引き出す教材を準備し、教具や情報手段などの教育機器を効果的に活用できる。 ・未実践領域(学年、単元等)の授業をそれまでの授業実践の反省に基づき、新たに構築できる。 ・指導方法の問題を調査・分析し、解決に向けた取り組みができる。 ・学習内容や目標に対する子どもたちの実態(児童観・生徒観)をふまえた班編成・学習形態等の工夫ができる。

6 取得可能な教員免許状(専修免許状)

本専攻において取得可能な専修免許状は、次のとおりです。ただし、専修免許状の所要資格を得ようとする場合には、取得しようとする専修免許状(中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については、その免許教科)の1種免許状を所有する必要があります。

専攻	コース	取得可能な専修免許状	
		種類	教科
教職実践開発	学校・学級経営	小学校教諭専修免許状	
	生徒指導・教育相談	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	教育課程・学習開発	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	教科領域教育実践開発	幼稚園教諭専修免許状	

Ⅲ 学生寄宿舍の入居

学生寄宿舍に入居を希望される方は、「学生寄宿舍入居申請要項」を下記請求方法にて請求してください。寄宿舍の詳細については、「学生寄宿舍入居申請要項」に記載しています。

請求方法

(1) 学生生活支援課での請求

創立 330 記念交流会館 1 階の学生生活支援課で配付します。

(2) ホームページからのダウンロード

宮崎大学学生支援部のホームページ（下記 URL）から、ダウンロードできます。

URL : <http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/>

(3) 郵送による請求

返信用封筒(角形 2 号、本人の郵便番号・住所・氏名を明記のうえ、140 円分の切手を貼付したもの)を同封し、「学生寄宿舍入居者募集要項請求」と朱書きし、下記住所まで郵送してください。

〒889-2192 宮崎市学園木花台西 1 丁目 1 番地
宮崎大学学生支援部学生生活支援課
TEL 0985-58-7142